

平成 22 年度第 6 回新宿区新中央図書館等基本計画策定委員会要旨

1 出席者について

(委員)

深澤良彰会長、野末俊比古副会長、糸賀雅児委員、清水義次委員、中村廣子委員、新田満夫委員、神崎健也委員、馬場章夫委員、森美樹子委員、蒔田正夫委員、野田勉委員 (以上 11 名)

(関係所轄担当課長)

赤堀情報政策課長、木全総務課長、山下施設課長、小沢産業振興課長、 (以上 4 名)

(事務局)

松田新図書館・学校情報化推進担当副参事、田辺中央図書館管理係主査、土谷企画政策課主査、宮下管理係主任、鈴木中央図書館副館長、東管理係主査、柳川こども図書館長 (以上 7 名)

2 場所

新宿区役所本庁舎 5 階 大会議室

3 実施日時

平成 22 年 4 月 28 日 (水) 午後 2 時から午後 4 時まで

4 開会

新年度初めての委員会のため、委員及び事務局職員の自己紹介

【 事務局 】

事務局から資料を説明。

(1) 新中央図書館等基本計画策定委員会への諮問から答申までの流れについて

次回策定委員会 (5 月 26 日予定) でまとめる「中間のまとめ」を受けて、区と教育委員会の連名で「(仮称) 新宿メディアプラザ基本計画 (素案)」を作成する。その後、7 月中旬から 8 月中旬 (予定) にパブリック・コメントを実施する。同時に、地域説明会の開催を 3 回程度予定している。パブリック・コメントの結果は策定委員会に戻し、再度検討していただき、10 月頃に最終的な答申をまとめていただきたい。その答申を元に、区と教育委員会が連名で最終的な「(仮称) 新宿メディアプラザ基本計画」を策定するという流れになる。

(2)「中間のまとめ」修正案について

配布資料は4章構成の案文

章	章タイトル	概要
1章	新宿区に求められる「地域の知の拠点」	社会的背景など
2章	「(仮称)新宿メディアプラザ」の方向性	理念について
3章	新中央図書館の具体的なサービス	具体的サービス
4章	新中央図書館の運営の方向性	運営指針・地域館などのあり方

・章立ての変更について

前回資料では、新中央図書館と地域館の役割を第4章として独立させていたが、運営方針とまとめて一つの章とした。

・各章の内容について

前回の策定委員会の議論を元に修正・追加した点や文言を整理した箇所について説明。また、策定委員会が各文章の主語になるように、書き直している。

◇全体構成について

【 委員 】

確認だが語尾の流れで、この委員会を主語にして書き直したと説明があった。ところで、一番最初に「中間まとめに当たって(案)」というページが一番最初にあるが、これは誰に向けて書かれているのかということを確認したい。これは、区と教育委員会向けに書かれている部分が前半だが、一番最後のところでは「区民の皆さまよろしく申し上げます」と書かれている。

実際にこの基本計画策定委員会が基本計画を策定するのではなく、基本計画自体を作るのは区長および教育委員会である。そうすると、われわれが作り出す、この文章というのは一体誰を主語にして書いていけばいいのか確認させていただくとありがたい。

【 会長 】

この委員会が、区長および教育委員会に対して提出するニュアンスの文章にする方向であったが、最後の2行のところ、直しきれていなかった。そこに関しては、今、話したようなスタンスで変更させていただく。

【 委員 】

中間のまとめを区民の皆さんに公表するが、そのときにはどういう形で出ることになるか。この中間のまとめに当たってというところはなくなって、目次以降の公表する文章の

主語は区長および教育委員会と区民の皆さんは理解をすることでよいか。

【 事務局 】

策定委員会で作成をした「中間のまとめ」を踏まえ、区と教育委員会で「新中央図書館等基本計画（素案）」という形で作成する。行政の計画として、区民の皆さんに公表していくのは素案となる。中間のまとめは策定委員会が主語であるが、素案の文章は区と教育委員会が主語となる。

◇ 第1章について

【 委員 】

「多様な主体による地域館の運営」という記載は、多様な主体によるとは、指定管理者のことを指しているのかと思うが、いかがか。

【 事務局 】

ご指摘の通り。

◇ 第2章について

「(仮称)新宿メディアプラザの方向性」の章題の元に4つの構成

構成	構成題	備考
1	基本コンセプト	伝える、支える、集う、に変化なし。
2	多様な情報媒体に対応したメディアセンター機能	
3	地域資源との連携	
4	「(仮称)新宿メディアプラザ」を構成する個々の機能	

【 前回との変更点 】

- 地域との連携や ICT の具体例についての記載を加えた。
- 「集う」のフレーズ紹介文で、新宿で活動したり、行き交う人たちを加えて記載した。
- シニア世代（前回までは高齢者の方々）の知識や、経験を生かした活動や交流も進めていくことを追記した。
- 行政情報とそれを活用できるような体制について記載した。
- 文化としてのコミック（漫画）の持つ魅力の発信についての文章化。

【 会長 】

特に、前回の議論を受けてコミックという内容について、（文章に初めてしたため）議論いただきたい。

前回以来、コミックとは何か、漫画は何かという議論から、いろいろ違う定義ができると思うが、同じものだと見なしたくくりになっている。

まず、第1段落で新宿は、手塚治虫や赤塚不二夫といったような著名な漫画家にゆかりが深い場所であること。第2段落は、コミック、漫画やアニメというのは重要な分野であって、日本としても海外に向けてもいろいろ発信をしきれぬ分野であり、図書館としてきちんと収集等について考えていかなければならないこと。第3段落で、これまではこういう貴重な資料を保存する総合的な仕組みがなく、特定の個人とかに任されていたので、行政からもこれを見直すべきであるといった3段構成になっている。

更に ICT 関係で情報格差を解消していかなければいけない。もう一つは、建てたその時点で良いものであるだけでなく、その後のこういうところの ICT の発展に従って、それに対して適応していくような機能を持たなければいけない。つまり、ICT に関する変化に対して適応していくことが必要であるとしている。この章の質問、意見等伺いたい。

【 委員 】

前回の議論で、地域文化、地域の情報資源の一つとしてコミックや漫画をとらえるという話だったが、2段目、3段目になると、それがもっと一般化している。コミックやアニメは時代を映す重要な領域だが組織的、背景的に集められていない、だから集める。これだけ読むと、コミックや漫画、全体を広く集めるように読めてしまう。一番最後のところに、新宿区とのつながり、地域特性というところをもう少し強くうたわないと誤解される。

いわゆる図書館での地域資料と同じ考え方である。一つは新宿区ないし、新宿のこの文化圏に生まれ育った方。それから一時でもいいからこの新宿周辺に住んでいた方。それから今言われたように、新宿そのものを題材にしたような作品、そういうものを中心に集めていくことを明快に分かるように書いたほうが良い。

【 委員 】

ここの「伝える」というのはもう少し、地域情報に限定しないで、図書館一般が幅広く資料を収集して、それを利用者に提供するというところも含むようなキャッチフレーズと理解していたが、地域情報をとにかく収集して発信していくことが書かれている。ここはもう少し広く書いていくべきではないか。

ただ一方で、そういう地域のことを重点的にやっていく視点でこの基本コンセプトを書くのであれば、それはそれで「伝える、支える、集う」を全部、新宿の地域に特化したところがまず中心である、あるいはそこに力を入れるんだということを書くのか、ちょっと揺れがあるような気がしたので、すみません、前回気がつくべきだったのですがちょっと確認をいたしたいというふうに思います。

【 会長 】

ここの「伝える」というのは、「多くの情報を収集し、多くの方々に分かりやすく伝達す

るための情報発信基地」。この発信という言葉「伝える」というふうに言い替えていた表現だったと思っている。ではこの「情報発信」の情報とは何かという話をしなければならない。この情報とは新宿区の情報なのか、それとも一般的な書籍、あるいは雑誌等の情報も含まれるのかというむきになるか微妙である。情報発信という定義を広くするか、狭くするか。

【 委員 】

(広く) しないほうが良い。狭く、深く。

【 会長 】

では、キャッチフレーズとしての「伝える」は、新宿区発の情報を伝えていく。「1Q84」をみんなに読ませることは、情報発信ではないということ。

【 事務局 】

昨年の9月から検討をしてきた流れで、当初、中心に図書館の本来機能従来型ということで、この「伝える、支える、集う」については、その外側の部分、図書館を超えた図書館みたいなイメージでご議論いただいていた。ただし、メディアセンターというのは、通常、図書館と同義語になっているよというご指摘もあり、中心も外側も含めたコンセプトであるとして、少し手直しをしてきた。

【 委員 】

この書きぶりだと、割と地域情報の収集、発信、あるいはそれに付加価値をつけた上での発信ということになる。そうすると、「地域資源との連携」との住み分けがはっきりしないのではないか。

わたしもここは基本コンセプトで「伝える、支える、集う」が出てくるのだから、ここでの発信は、新宿に限った情報発信ではないと思う。もっと広く、コレクション、収集、蔵書量がないと、後で出てくる課題解決等に使えない。文化的財産として、それなりに大きなコレクションでなければという意味の「伝える」ではないか。そう考えれば、別にわたしは地域に限られないと思う。

【 委員 】

コンセプト説明の冒頭に、「例えば、具体的な事業として」と書かれていて、そこでもう区の話に限定している。本来、例えば普通の図書館がやっているような資料の収集、一般的な資料の収集が、やはり具体的な事業としてまず冒頭というふうに理解していた。

「伝える、支える、集う」がその基本のところも含むか含まないかを、もやっとあいまいにしてなんとなく、この辺りだというふうに進めてきたので、それが今、文章にしてみると、あらためて出てきているのかなと思う。

重点コンセプトということならば、新宿に特化したものでも分かるが、基本というと、

やはり、ここがすべてを含むようなものだというふうになるので、一般的な図書館が満たすべきような機能を「伝える、支える、集う」で表現して、なおかつ新宿らしさを出したところも書き入れていくのか、あるいは委員指摘のところをもう少し、新宿ならではのところをうまく書き分けるのかの選択と今、話を聞いていて思った。

【 委員 】

全体を見ていくと、これもあるけれど、これも少しやる、これも少しやるという形では、一番中心になるものとあまり変わらないものが混ざってしまうと、トータルで大したものじゃないものができてしまうような気がする。この部分だけは、新宿が発信する力を持っているんだと。そういうのだけをしっかりと出しておいて、後はほかが作ったもので利用できるものは利用していくという、いわゆる IT 時代の考え方がないと、最終的に中途半端になりはしないかと。新宿中央図書館とは何ですかということ、まあ行ったことあるけどまあまあじゃない、みたいになりはしないかという懸念もある。

【 会長 】

本当に地域発信、新宿区が発信するものに限定するのであれば、精練される必要があるが、問題は「伝える」といったときに、何を伝えるのかということについて、もう少しご意見いただければ。

【 委員 】

「伝える」といったときに、伝える情報資源は、極端なことを言えば、人類の英知とか、人類の知的財産のすべてではないか。ただ、そのうち、どこまでを新宿が自前で持つかである。自前で持たなくて、ほかの区、あるいは国会図書館や都立図書館、場合によっては北海道や九州の図書館、大学図書館の手を借りることもあり得る。

ただ、提供していくべき情報は、人類の知的財産すべてを伝えていくものだと思う。そのときに、新宿区として蔵書の規模や、それに伴って、いずれスペースがこの基本計画を元に算定されていくと思う。そう考えれば、わたしはそれなりの蔵書が持てるような大きさということをどこかでうたっておかないと、新宿関係の資料があればいいのであれば、このままのスペースでいいとされても困ると思う。

次に「集う」がある。集うには、それなりの閲覧スペースが必要だと思う。社会人が行ってみたら、もう学生が占拠していて、ゆっくり本を読むスペースもない、大きな辞典を広げる、新聞を広げるようなスペースもないというんじゃ困るということを見ると、それなりのやはり、わたしは蔵書規模というのを持っている、それは新宿の資料に限らず、直接、この図書館に来て調べられる資料、探せる資料など基本的な蔵書、そういうことができるだけのスペースが確保された施設が必要になると思う。そうはいつても、新宿に関するものについてはほかに頼れないため、これについてはきちんとやる。その一環で、さっきのコミックも出てくると思う。やはり新宿区立中央図書館として持つべき機能と、あ

る程度蔵書や閲覧スペースについてのキャパシティーを意識して書いていったほうが、いずれはそれが実現できるような器につながっていくだろうと思う。

【 会長 】

「伝える」のところの箱の下に、従来の図書館の情報機能に加えるというところは、まずきちんと従来の図書館としての情報収集をやることを一度高らかにうたい、さらにそれに加えて地域の情報発信もするとして、ここの文章を直すということではいかがか。

【 委員 】

「新宿力を創造する」というふうに言っている以上、別に新宿区内で発信された情報だけを収集していればいいわけではないと思う。やはり世の中に広くある、知的な財産にアクセスできるような環境を用意する。

だから、従来の図書館としての情報収集に加え、新宿の区民のニーズに応えるだけの情報の集積を持つことがここでうたわれるべきだと思う。その次に、新宿の地域資源うんぬんという話がここで出てきてもいいが、ここではメインではない。国会図書館とか、都立図書館にはないような新宿らしいコレクションの構築をうたっていくべきだと思う。

【 会長 】

委員からご指摘の「例えば」のところも、全体的な蔵書や、地域に連携した「例えば」も入れたような構成にしたらという意見があるが、いかがか。

その他に何か。

【 委員 】

ちょっと先ほどの議論とも重なるが、行政資料や公文書の保存活動について、具体的にどのようなものを言ってるのか。新宿区が作成、保有するものかとは思いますが、それ以外のものについてどこまで必要なのかなという疑問を持っている。そのイメージを伺いたい。

【 事務局 】

ここで書かせていただいたイメージは、広範な行政資料センターと公文書館と合わせて書いているようなイメージである。

【 委員 】

新宿区は公文書館を作るという構想はないのか。今、国は図書館と全然違う法律で動いているが。

【 総務課長 】

今回の検討に合わせて、公文書の保存についての仕組みを作って、メディアプラザの中

に、そういったものの情報を提供していくものを作っていこうということで、行政内部でも検討を進めていくというところではある。

【 委員 】

だから、これは今後、区としてどういうふうに行政文書の提供をしていくのか。それは一方で情報公開条例が、新宿区の情報公開条例がどうなっているか。ここには、ご丁寧に区政情報の検証の仕組みを作るとなっているから、この仕組みの意味が、今言ったように、条例がちゃんと規定して、どういうものを何年保存し、それをどういう形で区民に提供していくかまできちんと条例化してやり、その窓口の一つに今回の中央図書館が位置づけられるというようなことなのか、ちょっとそこは今、おたずねの通りで、その構想している、考えている仕組みに合わせた書きぶりにここはしておくべきだろうと思う。

【 総務課長 】

新宿区は情報公開条例も個人情報保護条例も持っているので現用文書（現在用いられている文書）については、そういった条例の下に情報公開もされるし、今後もそれは引き続き存続する条例だと思う。

ただ今後、現用文書から非現用になる、要するに廃棄になる文書、保存年限が来て廃棄になるような文書について、公文書と位置づけて、それを保存するのか、保存した上でそれを公開していくのかというのは、次のステップであると考えているのでこの新図書館の計画に合わせて、いわゆる現用文書以外の非現用となる文書についての保存、公開についての仕組みを作っていこうと、今、考えている。

【 委員 】

今の行政文書に関しては、新宿区の情報公開条例に基づいて収集されていて、提供しているのは多分この区役所の1階（区政情報コーナー）であり、少なくとも図書館じゃないと思う。

【 総務課長 】

今現在は、現用文書を持っている所管が公開することになっており、すべての区役所の窓口でそれぞれのセクションで持っているものを公開するという対応になっている。

【 委員 】

そうするとこの書き方としては、区が既に持っている情報公開の機能と、図書館が、あるいはこの新宿区メディアプラザが持とうとしている行政情報の収集する資料の対象、提供の仕組み、保存のあり方といったものが当然違うわけである。（区の情報公開条例に基づいてやっているものと、図書館がやるものとが違うわけである。）

例えば、いわゆる行政文書で区が決済したような文書というのは、多分こっちの情報公

開だろうと思う。そのほか、区が一般に広報として作成した資料類は当然、図書館にもあるだろうと思うし、新宿関係の資料というのは当然、図書館が持つ。その両者の住み分け、そしてそれぞれの提供の仕方、図書館のほうは自由に来て閲覧できますが、多分、情報公開のほうは開示請求をして、ちゃんと開示してもらわなくちゃいけない、こういった手順になるため、全然違う。

そこが一つで書かれているから、やはり分かりにくい。そこを、いわゆる情報公開の仕組み、あるいは窓口と図書館でやるのがどう違うのかということは、もう少し意識した書き方にしたほうがいいと思う。

【 委員 】

今の話との関係で例えば、内藤新宿の古い昔の公文書資料が出てきた。そういうものも新宿の中央図書館としてなるべく収集していこうと。すると（国立公文書館と）どういう住み分けになるかということも聞きたい。

【 委員 】

それは多分、新宿に関するものは、新宿のほうに持つんだと思うが。

【 委員 】

公文書図書館が別がないなら、ここがやはりそういう役割をするのかなと思ったが。

【 会長 】

ご指摘の点に関しては、3章になるが古くから新宿にお住まいの方や郷土史を研究している方のご協力をいただきながらというところで記載がある。

【 委員 】

郷土史として集めるわけね、そうすると、公文書ではないのか。

【 会長 】

江戸時代の公文書というのは、(扱いは)郷土史ではないかと思う。

【 委員 】

確かに、国は分かれている。都道府県辺りでは図書館と別に県が公文書館を持っているところもあれば、図書館がそういう機能を持っているところもある。もっと下の市区町村になってくると、両方作り維持するの大変だということで、図書館がそういう機能を持っているところもある。

今の「活用しやすい行政情報」というところが今、問題になっているんだと思うが、「そこで行政資料の収集と公文書の保存、活用などを目的とした、公文書のアーカイブ機能を

持つ施設が必要です」という文章。これを本当に図書館が全部一手に引き受けるのか、そうではなくて情報公開のほうの役割か、その部分と図書館が持つ部分との役割分担で考えていくのであれば、では一体図書館がやるのはどこか。不足分は区役所のほうでやるのかということがはっきりしてないと、これだと全部、図書館が一手に引き受けると読める。

【 事務局 】

この文章の構造は、新宿メディアプラザの方向性ということで書いている。次の章が、新中央図書館のサービスというような作りになっている。意味合い、法律的な図書館の話は、次の章で書いているというような位置づけをしている。組織上、中央図書館がそういうところまで担うのかどうかというのはまた別の話だが法律上のそれぞれの施設という意味では、図書館とはこういう公文書のアーカイブ機能というのは、明らかに、今までの議論を聞いていても違う法律であり、そういう意味では別のもの、ただしメディアプラザという屋根の下には両方入っているというイメージである。

だから、せんだいメディアテークのイメージでいうと、2階、3階が図書館で、4階に違うものが入っていると。全体をせんだいメディアテークと呼んで、メディアプラザというのはそのせんだいメディアテークに対応した呼び方というようなイメージで書かせていただいている。

【 委員 】

確認だが、このメディアプラザの中に、区の情報公開条例に基づく情報公開の窓口も入るといふことか。

【 委員 】

今、委員のおっしゃられたことは、まさに今、区のほうであり方庁内検討会議というのがあり公文書館機能等について、検討中である。そのため、現時点でここに具体的に書きこめないというところがある。

今後、庁内の検討会議において、ここで受けた指摘を含めて具体的な検討に入っていければ、文章に落としこんでいきたいと考えている。

【 委員 】

区の今の状況は今の説明で分かったが、ここも書き方がなかなかそうすると・・・これはあいまいである。だから、図書館がこれだと全部やってくれるようにも読めるが、でもそうでもない。建物の中は一緒だが、今言った区の条例に基づく情報公開の窓口もそこにあって、土曜、日曜もちゃんと開くのか。図書館が入って、本当に区民に対して行政運営の透明性を確保するのであれば、土曜、日曜、場合によっては夜間もやり、条例に基づくのはそっち、教育委員会が所管しているのは図書館となって、全体として情報メディアプラザというふうになるのか。そうだとしたら、書き方を工夫した方が読む人はよく分かる

と思うが。

【 総務課長 】

1点だけ話させてもらおうと、情報公開というのは生きている文書についての取り扱いであり、ここで意識しているのは、情報公開をメディアプラザに機能集中すると考えてここに書いているわけではなく、非現用となった文書等について、区民の方々がそれをセンターの中で知る機能として持たせようという意味で、情報公開ということ意識した書きぶりではない。

要するに、生きている文書（現用文書）については、われわれはそれは仕事で使っており、それをメディアプラザに持っていき、いつでも区民の方が見れるようにということは、それは現実的に不可能な話である。情報公開と、それから公文書館として非現用となった文書の公開というものは少し別立てで考えていただかないと、それは情報公開は現実的に無理な話となる。いわゆる保存期限が切れたものについても新宿区の行政資産として残した、そういったものについての、区民の皆さんに供していくための仕組みを考えている。

【 委員 】

では、どういうものがメディアプラザに回ってくるのか、わたしはまだイメージがわからない。例えば、もう昨年度の決算が済んだようなものについて、その使い道、例えば去年、おととしの区長の交際費が知りたいとかの要望は、ここでは扱わないということか。図書館が持ついろいろな行政資料と合わせて、そういう窓口がここにあれば、区民としてはすごく便利だと思う。

【 総務課長 】

現実的に言うと情報公開というのは、いわゆる言われて出すという部分と、積極的に公開するものと二面性を持っている。区の今の取り組みは、積極的に出せるものは出していくということで、さきほどの話も今、ホームページで区長の交際費は毎月、毎月いくら使ったかというのを公開している。後、例えば現用文書の期限というの、現在持っているような期限、例えば1年、3年、5年という保存期間というのがあって、その間はわれわれは仕事で使うということで文書規定上作られているが、そういったものの期限の短縮、あるいは今、永久保存という形で、未来永劫（えいごう）行政が持っていて現用文書として持っているものについても、30年なら30年という期限を切って、区民の方に提供できるような、そういった仕組みを考えている。確かに現在の情報公開のいわゆる足りない部分というのはあると思うが、それは積極的に出していくという方向に切り替わってきているという中で提供していけるのではないかと。

【 委員 】

了解した。

【 会長 】

ここでメディアプラザと図書館との関係をもう1回クリアにさせていただき、それ以外のところでどういう行政資料なり、公文書はどうやって、どういうものをどうやって公開していくのかについてもう少しここでクリアにさせていただき、次回、それをわれわれが拝見させてもらい、もう1回議論いただくということで良いか。

【 委員 】

行政資料がどういうものを指しているのかを、もう少し明確に書いていただきたい。

もう既に公開して構わないというふうな事になった、条例に従って公開できるようなものはここに移すと。現在、使っているものについてはあくまで区役所の中で使っているわけで、それは開示請求をしないと出てこないということは分かった。

【 会長 】

そのほか、この章で何か。

【 委員 】

1個だけ確認したいが今の話を伺っていると、この委員会は、新宿メディアプラザの方向性が決まらないと、どこまで自分たちの役割分担かが分からない。なぜかというと、今の話でいうと、今、ご議論になっていたのは1番（活用しやすい行政情報）ではないか。2番のコミック文化（文化としてのコミック（まんが）の持つ魅力の発信）というのは、メディアプラザの中での文化としてのコミックの重要性をここに説いている。でも、役割分担も、別のところの歴史博物館みたいなどころもお話しされてましたけれども。3章（新中央図書館の具体的なサービス）の、わたしがさっきこだわったのはICTで、コミュニケーションをするということは無限の窓口が広がっている。

さっき座席の話もされていましたがこれで見ていると、ボリュームバランスの定義を、別に新宿メディアプラザをある程度確定していかないと、次の章がぼやけていくような感じがしてしまう。

【 会長 】

新宿メディアプラザという用語ができてきた経緯としては、実はこの委員会の名称でもありません、新中央図書館等の「等」のところがあり、実は「等」といったとき、その建物の中のメインの部分は、いわゆる新中央図書館である。公文書館機能といったそれ以外の部分もあるかもしれない。実際にはあるに違いないということで、最初のころは、この文章の中に「新中央図書館等」という言葉と「新中央図書館」という言葉で切り分けてきたのを、等があるか、ないかで見極めるのは大変なので、前者をメディアプラザとネーミングして呼んでいるというのが、この経緯である。メディアプラザは、「等」というところが含まれているという認識です。

【 委員 】

了解した。少し混乱していた。

【 委員 】

「公文書のアーカイブ機能を持つ施設が必要です」と書いているが、「機能が必要です」と「施設を作る」ということは、図書館以外にも公文書館、あるいはそれに相当するような施設を別途作りますということがここで読めてしまうように思う。そこまではまだ決まっていない話だったので、施設ではなくて、機能とみなすといっておくなどの記載が良いのでは。それから中央図書館がこの行政情報、文書、資料とか、漫画の機能もまだ現時点で決まっていないので、書き方に工夫が必要なのかと思う。

【 委員 】

大きなメディアプラザという建物があって、その中に中央図書館がある。だから、第3章からは中央図書館の話をする。1章、2章だったら休憩室も必要だと。メディアプラザだから、そういう情報センターも必要だと。そういうことで公文書館的な役割もあるかもしれない。3章になって、基本的に中央図書館の機能に移ってくるということで良いか。

【 会長 】

基本的にはそのとおり。

では3章、今度は新中央図書館、要は図書館としてのサービスの話に移る。まず第1節は区民の情報コンシェルジュということで、レファレンスサービスのことが書いてある。

それから2節は資料提供サービスで、全体の資料収集と個別の話があり、個別の中に地域資料、それから視聴覚資料、行政資料などが述べられている。

それから3節が、利用者の特性に対応したサービスで質問にあったとおり、これまでは例えば高齢者向け、外国人向けのなどの切り方になっていたがそうではなく、いろんなサービスを持つ。もちろん、その中には本を貸したりする機能もあり、基幹機能は当然の機能として、例えば障害者の方だとか、地域資料のことだとか、国際的な話だとかということも、そういう特性があるからその特性に反映したようなサービスをしていくということである。それから4章が、こども図書館をこの中に持つということで、こども図書館はこの中に含まれるという、その4章構成である。何かご意見は。

【 委員 】

前にわたしが発言したような覚えがあるが、古くからの新宿区民や郷土史を研究している方などの協力をいただくというのは、積極的に寄贈とか寄託を受けるというふうにとって良いか。それから、例えば協力をいただくというのは、積極的に寄贈・寄託等を受けると解釈してよいか。

【 会長 】

そのように理解している。

【 委員 】

こども図書館の機能というところもあるが、以前は高齢者とか、ヤングアダルトというのがあったのを消したということで、今までもそうなのだがヤングアダルト世代について、中高生の対象が抜けているような感じだが、もう少し強く入れていただきたい。

やはり中高生を考えたときに、スペースのことはここでは何も書かれていない。勉強できるスペースもある程度確保してもらいたいという希望がある。そこら辺のスペースの部分が全体的にも何も書いてなかったなので、申し上げたい。

【 会長 】

今、2点、ご指摘をいただいた。一つ目は中高生、ヤングアダルト層に対する対応。確かに、以前はあったが今回はなくしている。理由としては、もちろんそういう機能は持つがこの機能が特に、例えばほかの図書館と比べて何か特徴があるサービスなのかといったら、ある意味で普通のサービスである。普通のサービスを書き出すと、本を貸す、CDを貸すなどと羅列するとあまり特徴が出なくなるため、ここでは特性に応じたサービスを例示した。

二つ目のお話と関係するが、今までこの委員会というのはソフトの機能の話を中心にしてきた。つまり、こういう機能を持つべきだという話をして、実際にはこれが設計図に落ちたときに、書棚が何㎡だとか、ディスカッションができるスペースを持つとか、インターネットはどうやって使わせるとかという話は、この次の委員会の範疇だと思って、そこに関してはあまり細かい話をしていない。

もちろん、普通の図書館の機能がないわけではない。新宿区の中央図書館としての機能としてはきちんとしたものを持っていくが、そこら辺のどういう部屋を持ちましょうかとかと言い出すと、多分、なかなか難しいような気がするが。要望はよく分かる。

【 委員 】

あくまで機能とか、提供できるサービスのことを書いておいて、今度施設計画になったときにどのぐらいの器の大きさが必要か、あるいは閲覧席もどのぐらい必要かという話になっていくと思う。スペースの話になったときに、これだけのことをやるにはやはり所蔵庫が3000㎡とか4000㎡、場合によっては5000㎡ぐらいなくちゃいけないでしょうという話になっていくので。

今、ヤングアダルトの話だが、こども図書館の機能といったときの「子ども」は中学生までなのか？今の指摘は、利用者の特性に対応した中央図書館の機能として書くのか、こども図書館の機能のところに書くのか、一方で何でもかんでも今度は書き出すと、これは際限がなくなる。この委員会として、どこまで利用者の個別なサービス形態について書くのかという話になると思う。

【 会長 】

現在のこども図書館が移ってくるという前提で考えたときに、どこら辺がその対象となっているかということについてご説明いただきたい。

【 事務局 】

現在の中央図書館の2階にあるこども図書館は、対象者としては中学生、高校生まで。実際、こども図書館の出入り口を入り、一番近くにある書棚にはヤングアダルトコーナーという書棚を設けており、小学生までではない。

【 委員 】

実際にあそこに中高生が来ているのを、わたしはあまり見たことがないが。

【 事務局 】

日曜日とかには来ているが、平日は来ていない。中学生についてはそのほか、職場体験授業とか、本を借りるということではなくて、図書館を知ってもらおうという事業で来ていただいている。

【 委員 】

今度の新中央図書館でも、このこども図書館の機能は、実は中高生も対象にした話だということではよいか。ならば、各種イベントの実施のところにもう少し中高生、ヤングアダルトを対象にしたものを書かないといけないのでは。

【 会長 】

まずは名称を・・・ヤングアダルトも含まれるような名称、これはこの委員会で考えるものか難しい。われわれとしては、名称も考慮する必要があるという指摘をすればいいのではないか。(一部委員から了承の声) ヤングアダルトサービスをこども図書館、通常の図書館で行うかについても

(他の委員から、中央図書館に置いたほうが良いとの声ができる)

【 会長 】

そうすると、まずはこども図書館の機能のところで、いわゆるこども図書館は本当の子どもというか、小学生を中心として中学生くらいまでと定義してしまい・・・。

【 委員 】

自分の子どものケースで、上の子はなんか子育てだけで一生懸命で、こども図書館に行かなかった。下の子になりましたら、少し余裕ができ、やはり0歳児から本をたくさん見せたところ、やはり全然感覚が違う。今もよく本を読む。

そのため、ブックスタートというのも新宿区では何年か前から始まっている。そういったブックスタートの大切さというか、こどもの健やかな成長を応援する、あるいは本に触れ合う場を提供するなど、子どもたちが本に興味を持てる取り組みが必要ではないか。

【 会長 】

そうすると、小学生以下、中学生も含んで、そこら辺をこども図書館のターゲットとして、その機能の中にご指摘いただいたようなブックスタートの仕組みも取り入れていく。

もう1個上の世代。中学生から、メインは高校生、もしくは未成年の間くらいのところをどういうふうにかバーしていくか。そこについてどのぐらい触れるか。その辺について意見は。

【 委員 】

高校生は大人の方でやったほうが良い。高校生は大人である。だから、大人と同じような、普通の図書館の機能の中に吸収する。高校生は使い分けられると思う。

【 委員 】

ヤングアダルトは資料自体が中高生向けに作られているので、中高を厳密に分けるのは難しい。利用者側が使い分けるんだということだと思う。そのため、ここはあまり年齢区分で書かないでいくような書き方、つまり、もう少し資料ベースで書くような書き方にしていくと思う。ただ、名称については確かにどこかで検討したほうが、一般的な日本の子どものイメージという、やはり中学生ぐらいまでではないか。

【 委員 】

こども図書館の機能というところに、むしろ乳幼児へのサービス、0歳児からお母さんがおひざに抱っこして絵本を見せるということもあるので、ここに書くべきではないか。それは結局、子育て支援になるわけであり、0歳児や乳幼児のことと、子育て支援という役割もここが果たすという子育て支援の機能はここは持つべきと思う。親に、そういうことを通じて、子どもが笑う顔を見ることの楽しさ、子育てをすることの楽しさを伝える、集まり、集い。そういうことを伝える場でも、このこども図書館はあってほしいと思う。

【 会長 】

確かに子育て支援というのは、子どもに対する話じゃなく親に対する話なので、ぜひそこら辺を付け加えていただければと思う。

では最後、4章。4章は、中央図書館の運営についてである。1節が運営の指針ということで、区民との協働、誰もが利用しやすい図書館、利用者のニーズを踏まえたサービスの改善、それから人材の育成・活用というふうに分かれていて、2節が新中央図書館と地域館との関連について書かれているという構成である。以上この章について質問、意見は。

【 委員 】

やはり現実的にこれだけの専門家の方々もおおり、現実的に一般のサービスを提供することが区民にとってはいいことだと思う。それかけられる予算規模も限られている。その中でボランティアの方の活用も当然のごとく、非常に重要な意味を持ってくるだろうし、それをさらに充実させていく方向性が当然のごとく、あるのではないかな。

別の言葉でいうと企業で働く方、その中に専門性を持った、知識を持たれる方、もちろん大学の先生も含め、専門的な知識を持った方がという例が、サイエンスカフェという例で出ていたが、その辺の新宿区の企業がこの図書館にどんな形で協力をしていくのかという人材面での民間の協力ということが、ベースとして欠かせないという記載を加えるなど。人件費の切り詰めという意味だけではなく、より現実的な知識、「新宿の知」というふうにせっかく書いてあるので、これをどう図書館の中に、あるいは情報交流プラザに組み込んでいくかという観点を書きいただけたらと思う。

【 委員 】

ここに出てきてるのは割と労力というか、人の話である。例えば、ここにネーミングライツでどこかの企業の名前を入れちゃって、企業からお金を取るとか。それは当然、この図書館の運営費のほうに回していくということが考えられると思う。

それから例えば、企業寄贈の形式をとったらどうか。ある特定の雑誌はもう必ずその企業が買って、図書館に寄贈すると。その雑誌が入っている書架のカバーのところはその企業のロゴかなんかを入れてもいいと思う。新聞とか雑誌をいくつかのタイトルのものは、ちゃんとそこの企業が責任を持って何年間かは寄贈し続けるというようなやり方というのは考えられると思う。

あと、もう一つ図書館を建てる時に、起債を起こす。それを例えば図書館債に限定しちゃって、この債権は必ず図書館で使うんだと。低金利でしか利息はつけられないと思うが、自分が払った税金が何に使われるのか分からないのは嫌だけど、これが必ず図書館で使われるということだったらお金を出そうという人は、わたしを含めて何人かは絶対いると思う。そういうふうな仕組みというのはぜひ、考えていくべきだろうと思う。

【 委員 】

いわゆる「アメリカ型」である。

【 委員 】

今言われたアメリカ型とは、寄付を募ることが一般的なやり方である。アメリカの場合には、もう図書館の入り口を入ったところへすぐ、寄付者の名前がたくさん出てくる。それは神社の寄進と同じである。これはボランティア精神で、そういうのを図書館に寄付したら、名前がずっと出てくるというふうな仕組みで、人・もの・金。だから労力だ

けじゃなくて、ものやお金の部分でもそういう図書館に賛同してくれる方々の協力を集めるということは、わたしは必要だと思う。

【 会長 】

区民ってあまり絞らないほうがいいのかも。それこそ通りすがりの人でもいいし、企業等も含まれると思う。

【 委員 】

最後のほうに、中央図書館と地域館との関係が書いてある。地域館は中央図書館と密接な連携が必要だと思う。また中央図書館が移設すると、今あるところが空白地帯になるということで、全体の新宿区を見回してみると、今度行くところに戸山図書館とか、大久保図書館といったようなのがあって、その二つの図書館、地域館も大体近いところにある。そういうところに中央図書館が行くということになって、今ある中央図書館のところがおさら空白地帯になるということもあって、陳情も出ているし、区議会でも議論されたんだと思う。そこのところをもう少し、空間的な空白ができないように、また時間的にも空白ができないように少し書き加えていただければと思う。

【 会長 】

その辺は区全体として、要は中央図書館はここにできるといったときに、地域館を、今あるところからどうするかという区の方針だと思うが、いかがか。

【 委員 】

区のほうも考えていると思うが、中央図書館の建設に当たって地域館の見直しを行い、適正な配置をすとかといったような表現方法で、記載できないかと思う。

【 委員 】

今のご指摘は大変もっともだと思うが、この中にどこまで書くか。区内のどこにいても身近に地域館があるというのがもう前提になっているように見えるが、空白を生むという話があれば、利用できるように配慮することが必要ですとか、利用できるように努めることが求められますとか書いておかないとまずいのではないか。

【 事務局 】

今、ご指摘のところは「区民の方にとって身近な場所に本があるということ」はということで、地域館の役割として、やはり身近なところに本があるというような言い方をしている。まさしく、この策定委員会でも何回も議論になっているが、地域館の役割というのはやはり大きなものがあるというのが、この委員会でのコンセンサスだと思っている。身近というのがどの程度身近なのかという議論もあるが、どういう書き方をしていけばいいのか少し、今の議論も受けまして検討させていただきたいと思う。

【 会長 】

そろそろ時間であるが、何かご意見があるか。

【 委員 】

最後に、メディアプラザという言葉。調べると、もう既にいくつか全国で例がある。プラザという言葉は、新宿の西口に京王プラザホテルができた30年ぐらい前、随分プラザという言葉がはやったと思うが、すっかり手あかにまみれていて、あまり新鮮味はない気がする。名称を考えるのにこのコンセプトからいうと、例えばメディアスクエア（広場の意味）とかあるいはメディアスペースというの也被えられる。個人的にインパクトがあるのは、メディアヒルズ（笑）。（その他、メディアサーカス、メディアツリーなど多数の意見が出る）

【 会長 】

名前についてはもう1回、考えてみたいと思う。

本日ご意見をいただいた分に関して、ここの文章の中に入れ込んでいくということで、次回の最終版にしたいと思う。

今回は5月26日（水）午後2時から、本庁舎5階大会議室で開催する。

（了）